

神戸市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市総合教育会議の設置・運営に関する要綱第8条の規定に基づき、神戸市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、先着順に傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、25名とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事務局の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、市長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第13条 市長は、感染症が流行している場合等、特に必要がある場合には、傍聴人に対し傍聴の自粛を要請できるほか、必要な措置を講ずることができる。

附 則

この要領は、令和元年5月16日から施行する。

この要領は、令和3年4月20日から施行する。